

# 米国における金融商品会計の減損規定 (2016年改訂)の基本構造

中京大学経営学部教授 吉田 康 英

## Basic Structure of Impairment Guidance 2016 Revision for Financial Assets of U.S. Accounting

Yoshida, Yasuhide (Professor, Chukyo University)

キーワード

FASB, 発生損失モデル, 予想損失モデル, 発生可能(蓋然)性, 減損, 予想信用損失, 単一測定アプローチ, 二重測定アプローチ

### はじめに

米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, FASB) は、2016年6月に会計基準更新書第2016-13号「金融商品—信用損失：金融商品の信用損失の測定（以下「2016年米国基準」）(FASB, 2016) を公表した。FASBと国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, IASB) は、2006年2月に覚書「IFRSと米国会計基準間のコンバージェンスに向けたロードマップ2006-2008」を締結し、両審議会は共同で金融商品会計の複雑性低減プロジェクトを開始した。2016年米国基準は、この共同プロジェクトによるFASBの成果の一つである<sup>1</sup>。IASBの成果は、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards, IFRS) 第9号「金融商品（以下「IFRS9」）」であり、2014年7月の

改訂 (IASB, 2014) の際に信用損失の規定を追加している。

会計基準としては、IASBによるIFRS9が先行する形となり、G20を含む関係者からはコンバージェンスを求める声が多かったにも関わらず、2016年米国基準はIFRS9と異なる点が多い。したがって、本稿では2016年米国基準の基本構造について、改訂前の米国基準との異同点や改訂に至った背景を交えて考察する。

### 1. 改訂前の米国基準における減損規定の基本構造

現行の米国基準は、FASBが2009年6月までに公表した個々の会計基準に加えて、FASB以前の会計基準設定主体等が公表した個々の会計基準を一つの基準書に再構築した Accounting Standards Codification (以下「ASC」) として体系化されている。ASCによる金融商品

の減損規定は、債権や有価証券の会計処理に関する資産 (Assets) 分野の Topic 310:Receivables, Topic 320:Investment-Debt and Equity Securities 及び Topic 325:Investments-Other, 偶発損失の会計処理に関する負債 (Liabilities) 分野の Topic 450 :Contingencies に含まれている。

### 1. 1 改訂前の米国基準における発生損失モデルの枠組み

ASC による金融商品の減損規定は、体系化作業前に FASB が公表した次の基準書 (Statement of Financial Accounting Standards (以下「SFAS」) 等が基礎にある。

SFAS5「偶発事象の会計処理」(FASB, 1975)

SFAS15「問題債務の再編における債務者及び債権者の会計処理」(FASB, 1977)

SFAS114「貸付金の減損に関する債権者の会計処理」(FASB, 1993)

SFAS115「特定の債務証券及び持分証券への投資の会計処理」(FASB, 1993)

これらの会計基準の中には、1980年代に顕在化した米国の貯蓄貸付組合 (Savings and Loan Association, S&L) の信用危機を契機に公表 (または改訂) されたものもあるが、共通する基本的な考え方として 1975年に公表された SFAS5がある。SFAS5では、偶発損失 (loss Contingency) として見積もった損失が次の2つの要件を全て満たした場合に純損益に賦課、すなわち費用として認識する旨を定めている (FASB, 1975, par.8)。なお、偶発損失に係る偶発事象とは、損失が発生しているかもしれないが、それを明確に確かめられない不確実な条件、状態または周囲の状況が現存し、究極的には対象事象の発生または未発生を通じて判明する事象であり、不確実性の解消は、資産の減損または損失、負債の発生によって確かめられる (FASB, 1975, par.1)。

要件1: 財務諸表の発行前に入手可能な情報によって、決算日時点で資産が減損または負債が発生している高い可能性 (probable) が判明していること。こ

の状況のもとで、当該損失の事実を確認できる事象が将来発生する高い可能性が示唆されること。

要件2: 損失の金額を合理的に見積もることができること。

SFAS5の要件1における発生可能 (蓋然) 性の水準は、偶発損失の費用認識に係る閾値 (threshold) の役割を果たすものであり、それを示す情報が財務諸表の発行前に入手できる場合には費用認識を要する。金融資産の減損等の発生可能性が高いことを示す情報の例としては、債務 (発行) 者の著しい財政状態の悪化、元利金等の支払いの遅延や債務不履行、金融資産から生じる将来キャッシュ・フローの減少を示す観察可能なデータの存在等がある。なお、SFAS5は、資産の減損等が発生する可能性が高くない場合、たとえ損失額の合理的な見積りが可能であっても、当該損失は当期 (または前期) ではなく、むしろ将来の期間に資するものとする (FASB, 1975, par.59)。資産の減損等を含む偶発損失は、発生可能性が高くなるまで費用認識すべきではないとの考え方は、財務諸表の基礎的データは既に発生した事象に関する情報から提供されるとする会計原則審議会 (Accounting Principles Board) 意見書第4号「企業の財務諸表の基礎をなす基本的概念及び会計原則」第35項と整合性がある (FASB, 1975, paras.67-68)。これらのことから、改訂前の米国基準の根底にある SFAS5は、資産の減損等を含む偶発損失の費用認識の要件について、高い発生可能性とする閾値を設定し、当該閾値に達したことを示す証拠の入手を求める発生損失モデル (incurred loss model) を採用している。

### 1. 2 改訂前の米国基準による減損規定の概要

改訂前の米国基準は、発生損失モデルに基づいて債権と有価証券に異なる減損規定を設けている。

#### 1. 2. 1 改訂前の米国基準による債権の減損規定

改訂前の米国基準は、債権の当初認識時における減損の客観的な証拠の有無に応じて異なる

減損規定を設けている。

当初認識時に減損を示す客観的な証拠がない通常債権は、決算日時点の最新の情報及び事象に基づいて契約上の元利金の全額を約定通りに回収できない可能性が高い場合、当該債権の信用損失を認定して費用計上を行う（改訂前ASC310-10-35）。これに対して、当初認識時に減損を示す客観的な証拠が存在する債権は、決算日時点の最新の情報及び事象に基づいて当初認識（取得）時に見積もった予想回収キャッシュ・フローの全額（取得後の見積りの変更による追加的な予想回収キャッシュ・フローを含む）を回収できない可能性が高い場合、当該債権の信用損失を認定して費用計上を行う（改訂前ASC310-30-35-10）。

信用損失額の測定は、原則として回収可能と見積られた将来キャッシュ・フローを当初認識時の実効金利で割り引いた現在価値と帳簿価額との差額による。なお、回収が担保物件に依存する場合は、当該担保物件の公正価値に基づく簡便法の適用が認められるほか、共通のリスク特性を有する債権群は、当該特性に基づいてグルーピングした集合単位をもとに信用損失を見積もることができる。

#### 1. 2. 2 改訂前の米国基準による有価証券の減損規定

有価証券は、決算日の公正価値が帳簿価額を下回る状態を減損とし（改訂前ASC320-10-35-21）、それが一時ではない（other-than-temporary impairment）と認定した場合に費用計上を行う（以下「一時的減損対象外モデル」）。なお、公正価値の入手が著しく困難なことから原価法とした投資は、減損の兆候（投資先の経営成績や財政状態の悪化等）がある場合に公正価値を見積り、減損の有無を認定することになる。債券に係る公正価値の下落による減損が一時的でないといわれる事例は、次の通りである（改訂前ASC320-10-35-33A～33E）。

- ・債券を売却する意図がある場合
- ・債券を売却する意図がなくても、公正価値が帳簿価額まで回復する前に売却を要する可能性が50%を超える（more likely than not）

場合

- ・債券を売却する意図がなくても、帳簿価額までの回復が期待できない（回収可能と見積られた予想キャッシュ・フローの現在価値が償却原価を下回る）場合
- ・公正価値が参照金額を下回る受益証券（beneficial interests in securitized financial assets）について、現時点での回収予想キャッシュ・フローの現在価値が当初認識（または直近の再評価）時の回収予想キャッシュ・フローの現在価値を下回る場合 等

なお、売却可能証券に分類された持分証券の価値の下落が一時的な減損かどうかを判定する際の主な検討項目は次の通りである（SEC, 2009）。

- ・市場価値が原価を下回る期間及び下落幅の程度
- ・発行者の財政状態及び近い将来の見通し（将来の潜在的な収益力を低下させる技術革新等の発行者の業務に影響を及ぼす個別事象を含む）
- ・市場価値の回復が期待できる十分な期間にわたり、保有者が投資を維持する意図及びそれを裏付ける財務能力

減損が一時的でないとい判定した場合の取り扱い、債券と持分証券で異なるほか、債券については売却の意図（公正価値が当期の信用損失控除後の償却原価まで回復する前に売却を要する可能性が50%を超える場合を含む、以下同じ）の有無によっても異なる。

#### 1) 減損が一時的でないとい判定した債券の取り扱い

##### ①売却の意図がある場合

決算日時点の公正価値と帳簿価額の差額を費用計上し、公正価値を新たな原価とする（改訂前ASC320-10-35-34B）。

##### ②売却の意図がない場合

帳簿価額が公正価値を下回る差額のうち、信用損失の部分（予想回収キャッシュ・フローの現在価値と帳簿価額の差額）は費用計上し、それ以外の部分はその他の包括利益（税効果反映後）に計上する（改訂前ASC320-10-35-34D）。

帳簿価額から費用計上した信用損失額を控除した金額を新たな原価とする（改訂前 ASC320-10-35-34E）。

2) 減損が一時的でないとして判定した持分証券の取り扱い

決算日時点の公正価値と帳簿価額の差額を費用計上し、公正価値を新たな原価（new cost）とする（改訂前 ASC320-10-35-34）。

1.3 改訂前の米国基準による減損規定の主な特徴

改訂前の米国基準の場合、債権は発生損失モデルが適用される一方、有価証券は一時的減損対象外モデルが適用される。したがって、債権と満期保有投資の測定属性は共に償却（取得）原価であるが、適用される減損モデルは異なることになる。

また、債権の減損の会計処理は、回収不能として直接償却（direct write-down）をしない限りは引当処理となる。そのため、引当処理後に予想回収キャッシュ・フローが改善した場合、貸倒引当金の増減を通じて純損益や純帳簿価額（＝帳簿価額－貸倒引当金）に影響を及ぼすことになる。これに対して、有価証券の減損の会計処理は、直前の帳簿価額から費用計上額を控

除した金額が新たな原価となる。そのため、減損処理後に公正価値や回収予想キャッシュ・フローが改善しても、純損益や帳簿価額の影響は、債権の場合と異なることになる。図表1は、金融資産の減損に関する改訂前の米国基準の基本的な枠組みを示したものである。

2. 2016年米国基準による信用損失規定の概要

2016年米国基準の適用開始時期については、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission, SEC）登録の公開企業は2019年12月15日後に開始する事業年度（当事業年度の間を含む）から<sup>2</sup>、それ以外の企業は2020年12月15日後に開始する事業年度からとなる。中間財務諸表の適用開始時期については、SEC登録外の公開企業は2020年12月15日後に開始する事業年度の間から、非営利企業を含むその他全ての企業は2021年12月15日後に開始する事業年度の間からとなる。なお、全ての企業を対象として、2018年12月15日後に開始する事業年度（当事業年度の間を含む）から早期適用が認められる。

図表1：金融資産の減損に関する改訂前の米国基準の基本的な枠組み

金融資産の種類及び保有目的		測定属性及び評価差額の取り扱い	証券の種別	減損・引当金の測定	減損モデル
債 権		償却原価		予想回収キャッシュフローの現在価値が帳簿帳簿を下回る差額を費用とし、引当金を計上する。	発生損失モデル
有 価 証 券	満期保有投資	償却原価	債 券	予想回収キャッシュフローの現在価値が帳簿帳簿を下回る差額を費用とし、帳簿価額から費用計上額を控除した金額を新たな原価とする。	一時的減損対象外モデル
	保有目的 売却可能証券	公正価値&その他の包括利益	売却の意図（※）なし	帳簿価額が公正価値を下回る差額のうち、予想回収キャッシュフローの現在価値が帳簿帳簿を下回る差額は費用（信用損失の部分）とし、それ以外の部分はその他の包括利益（税効果反映後）に計上する。帳簿価額から費用計上額を控除した金額を新たな原価とする。	
			売却の意図（※）あり	公正価値が帳簿価額を下回る差額を費用とし、公正価値を新たな原価とする。	
		持分証券	公正価値が帳簿価額を下回る差額を費用とし、公正価値を新たな原価とする。		
	売買目的	公正価値&純損益	債 券 持分証券	公正価値と帳簿価額との差額は全て純損益に反映されるため、減損は公正価値測定を通じて自動的に認識かつ測定される。	

※ 売却の意図には、公正価値が償却原価（当期の信用損失控除後）まで回復する前に売却を要する可能性が50%を超える場合を含む

## 2. 1 2016年米国基準の適用対象となる金融資産の範囲

2016年米国基準の適用対象は、持分証券以外の金融資産、具体的には契約上のキャッシュ・フローを有するもののうち、「償却原価」分類または「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産となる。「公正価値 & 純損益」分類の金融資産の減損は、公正価値測定を通じて自動的に反映、かつ一律的に純損益に計上されることから減損規定は不要となる。なお、信用損失に先立って2016年1月に改訂された金融資産の分類と測定に係る米国基準において、持分証券は「公正価値 & その他の包括利益」分類となる売却可能性証券の対象外となり、全て「公正価値 & 純損益」分類になる。2016年米国基準の適用対象となる金融資産は、次の通りである。

- 1) 「償却原価」分類の金融資産（2016年改訂後 ASU 326-20-15-2）。
  - ・金銭債権（対価として金銭または他の金融資産を受け取る権利、収益認識に起因する債権等を含む）
  - ・再保険債権
  - ・リース純投資
  - ・保険に該当しないオフバランスの信用リスク・エクスポージャー
  - ・満期保有投資の債券
- 2) 「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産（2016年改訂後 ASU 326-30-15-2）
  - ・売却可能債券

## 2. 2 2016年米国基準による信用損失の認識・測定の基本的な考え方

2016年米国基準は、後述の予想損失モデルに基づいて金融資産の予想信用損失（expected credit loss）を認識・測定の上、評価勘定である信用損失引当金（allowance of credit losses）を通じて費用計上する。この取り扱い、債権や債券といった金融資産の種類に関係なく同じである。

### 2. 2. 1 予想信用損失の見積り方法

金融資産の当初認識時に契約期間の全てを通じた予想信用損失を見積り、信用損失引当金を

通じて費用計上する。信用損失引当金は決算日毎に最新の情報をもとに見積り、以前の計上額との差額は純損益（信用損失費用または戻し入れ）に計上する。見積りに際しては、割引キャッシュ・フロー法のほかに損失率法（loss-rate method）、変移率法（roll-rate method）、債務不履行の発生確率法（probability-of-default method）、年齢調べ法（aging schedule）等の様々な方法が許容される。したがって、予想信用損失の見積り方法は、割引キャッシュ・フロー法のみ限定されず、実際に適用した方法による測定値と割引キャッシュ・フロー法による測定値との照合は要しない（2016年改訂後 ASU 326-20-30-3）。割引キャッシュ・フロー法を用いる場合、金融資産の実効金利を割引率とする予想キャッシュ・フローの現在価値と償却原価との差額が信用損失引当金に反映される。割引キャッシュ・フロー法以外の方法を適用した場合の信用損失引当金は、決算日時点の金融資産の償却原価に対する予想信用損失が反映される。例えば損失率法を適用した場合、分子は金融資産の契約期間の全てを通じた償却原価ベースでの予想信用損失となる。

期限前返済の影響については、割引キャッシュ・フロー法の場合は回収予想キャッシュ・フローの見積りに反映させる一方、それ以外の方法の場合は別途のインプットまたは信用損失情報に反映させる。なお、決算日時点で債務者の問題債務の再構成（リストラクチャリング）の実施が合理的に予想されない限り、契約期間の延長等の見直しは行わない。

### 2. 2. 2 予想信用損失の見積りに用いる情報の内容及び範囲

予想信用損失は、対象金融資産の契約期間の全てを通じた契約上のキャッシュ・フローの回収可能性を反映する。回収可能性の見積りに際しては、過去の事象、現在の状況に加えて合理的かつ裏付け可能な将来予測（reasonable and supportable forecasts）に関する内部情報及び外部情報を用いるほか、債務者に固有な環境に係る定量的及び定性的な要因が考慮される（2016年改訂後 ASU 326-20-30-7）。したがって、

過去の損失情報のみ依存することなく、現在の状況及び合理的かつ裏付け可能な将来予測を踏まえて、過去の損失情報と異なる要因があれば修正を要する。なお、過去の損失情報は、一般的に予想信用損失を見積る際の基礎になるため、これに企業内外の損失情報や対象資産に固有のリスク（例えば、引受基準、集合単位の構成内容や条件の相違等）、未反映の要素（失業率、財産価値や商品価値、債務不履行等の金融資産の信用損失に関連性があるもの）を加味することになる。見積りに用いる情報の収集は、過度な労力や負担なしに合理的に入手可能な範囲で足り、金融資産の仮想の集合体を構築してシミュレーション等を行うことは要しない。

1) 合理的かつ裏付け可能な将来を超えた期間の取り扱い

予想信用損失の見積りに際しては、決算日以降の残りの契約期間中の将来事象も予測して反映する必要があるが、当該期間中の将来予測のために合理的かつ裏付け可能な情報が常に入手できるとは限らない。合理的かつ裏付け可能な将来を超えた期間の予想信用損失の測定は、インプットレベルまたは全ての見積りの基礎について、再び過去の損失情報（金融資産の契約期間等の相違を反映後）に回帰（revert）することになる（2016年改訂後 ASU 326-20-30-9）。具体的には、当該期間について過去の信用損失情報を直線（straight-line）的に反映させるが、その他の論理的かつ体系的な方法も認められる。したがって、合理的かつ裏付け可能な将来予測情報の入手が困難な期間について、無理に将来予測を行うことを求めるものではない。

次の事例は、2016年米国基準による予想信用損失の測定について、金融資産の管理単位（集合及び個別）別に示したものである。

管理対象が集合単位の場合<sup>3</sup>

類似のリスク特性を共有する貸出金ポートフォリオ（集合単位）の予想信用損失について、損失率法を用いて測定する。

①対象となる貸出金及び過去の損失情報

個人向け住宅ローン（期間10年）にて構成されるポートフォリオ300百万円

最近10年間の個人向け住宅ローン（期間10年）の損失率の実績値1.50%

（実績値の対象ローンと見積り対象のローンのリスク特性は同じとする）

②対象ポートフォリオの回収可能性に影響を与える主な要因と影響度合い

個人向け住宅ローンにつき、担保不動産の公正価値及び対象住民が居住する地域の失業率を主な要因とする。

(1) 不動産の公正価値

決算日時点で不動産の公正価値は下落傾向にあり、現在の状況及び合理的かつ裏付け可能な将来予測によると、この先1～2年間はさらに下落する見通しである。したがって、過去の損失率に調整を加えるものとし、実績値に0.10%を上乗せする。

(2) 居住地域の失業率

決算日時点で失業率は上昇傾向にあり、現在の状況及び合理的かつ裏付け可能な将来予測によると、この先1～2年間はさらに上昇する見通しである。したがって、過去の損失率に調整を加えるものとし、実績値に0.05%を上乗せする。

③予想信用損失の測定に用いる損失率の算定

$$1.65\% = \text{損失率（契約の全期間10年）の実績値} 1.50\% + \text{不動産の公正価値を要因とする調整（上乗せ）} 0.10\% + \text{失業率を要因とする調整（上乗せ）} 0.05\%$$

④見積り対象ポートフォリオの予想信用損失の測定

$$4,950 \text{ 千円} = 300 \text{ 百万円} \times \text{予想損失率} 1.65\%$$

合理的かつ裏付け可能な将来予測を超えた期間（本事例の場合は3年目以降）は過去の実績に回帰するが、損失率法の場合は超える直前の損失率を残りの対象期間に適用する。

管理対象が個別単位の場合<sup>4</sup>

類似のリスク特性を共有しない個別単位の貸出金の予想信用損失について、損失率法を用いて測定する。

①対象となる貸出金及び過去の損失情報

賃貸アパート向け貸付100百万円（これ以外

の貸出金の大半は、個人向け住宅ローンとする)

貸出契約期間における損失率の実績値 0.50%  
 ②対象の個別貸出金の回収可能性に影響を与える  
 主な要因と影響度合い

対象が賃貸アパート資金につき、同アパートを  
 経営する債務者の業績及び対象住民が居住する  
 地域の失業率を主な要因とする。

(1) 債務者の業績

決算日から1年のみの予測期間であるが、家  
 賃収入の評価に基づく債務者の業績は悪化の見  
 通しである。過去の契約期間に係る損失情報は  
 適切なものとし、債務者の業績に係る現在の状  
 況及び合理的かつ裏付け可能な将来予測を反映  
 した結果として、損失率の実績値に0.10%を上  
 乗せする。上乗せ分は、他の債務者の財務業績  
 が同様に悪化した時の同地域を対象とする賃貸  
 アパート向け貸付の貸倒実績をもとに見積もっ  
 たものである。

(2) 居住地域の失業率

決算日から1年のみの予測期間であるが、同  
 地域の主要な雇用者の業績は大きな変化はない  
 ことから、雇用状況は安定的との見通しである。  
 過去の契約期間に係る損失情報は適切なものと  
 し、失業率に係る現在の状況及び合理的かつ裏  
 付け可能な将来予測を反映した結果として損失  
 率の調整は不要とする。

③予想信用損失の測定に用いる損失率の算定

0.60% = 損失率（契約の全期間）の実績値  
 0.50% + 債務者の業績を要因とする  
 調整（上乗せ）0.10% + 失業率を要  
 因とする調整（なし）

④見積り対象の個別貸出金の予想信用損失の測  
 定

600千円 = 100百万円 × 予想損失率 0.60%

合理的かつ裏付け可能な将来予測を超えた期  
 間（本事例では2年目以降）は過去の実績に回  
 帰するが、損失率法の場合は超える直前の損失  
 率を残りの対象期間に適用する。

2) 信用損失の発生可能性がほとんどない場合  
 の取り扱い

信用損失引当金の測定方法に関係なく、信  
 用損失の発生可能性がほとんどない（remote）

場合でも、発生する場合を勘案して予想信用損  
 失を測定することが原則である。しかしながら、  
 過去、現在の状況及び合理的かつ裏付け可能な  
 将来予測による損失情報に基づいて償却原価  
 ベースでの未回収額はゼロと予想される場合、  
 当該金融資産に対する予想信用損失の計上は  
 要しない（2016年改訂後 ASU 326-20-30-10）。  
 例えば、上位の信用格付けの米国財務証券は、  
 債務不履行となる確率は極めて僅少であるが、  
 可能性は完全にゼロとはいえない。しかしなが  
 ら、これまでの長い歴史において、米国財務証  
 券に係る信用損失の発生がゼロである事実は、  
 過去の状況及び現在、合理的かつ裏付け可能な  
 将来において、償却原価ベースでの未回収額は  
 ゼロであることを示唆する。したがって、この  
 場合は予想信用損失を計上する必要はない。な  
 お、後述の担保依存の金融資産の特例を除いて、  
 担保物件の公正価値情報のみで償却原価ベー  
 スでの未回収額はゼロと予想してはならない。こ  
 の場合には、担保物件の性質や公正価値の潜在  
 的な変化、類似の担保物件で保全された金融資  
 産の過去の損失情報を考慮することになる。

2.3 2016年米国基準による金融資産の減損  
 規定の概要

2.3.1 「償却原価」分類の金融資産の減損  
 規定

「償却原価」分類の金融資産の予想信用損失  
 の測定単位について、類似のリスク特性を共有  
 する場合は当該リスク特性に基づく集合単位に  
 よる一方、共有していない場合は個別単位によ  
 る（2016年改訂後 ASU 326-20-30-2）。なお、  
 個別単位で予想信用損失を測定した金融資産  
 は、二重測定を避けるため、集合単位には含め  
 ないものとする。集合単位とした場合、当該単  
 位を構成する他の金融資産のリスク特性との類  
 似性の維持を常に検証する必要がある。集合単  
 位を構成する金融資産間のリスク特性の類似性  
 が失われた場合（その後の信用リスクや債務者  
 の状況の変化、貸倒損失の認識等）、他の集合  
 単位への移行や個別単位での測定に切り替えを  
 要するためである。

1) オフバランスの信用リスク・エクスポージャーの取り扱い

保険に該当しないオフバランスの信用リスク・エクスポージャー，具体的にはローン・コミットメント，信用状，債務保証等の予想信用損失は，発行者側において当該契約を無条件に取り消し可能な場合を除き，信用リスクにさらされている契約期間（契約上で延長可能な期間を含む）に基づいて見積もることになる。オフバランスの信用リスク・エクスポージャーに係る予想信用損失は，資金需要が発生する可能性及び資金需要が発生した場合の貸出期間を通じた予想信用損失の金額の両方を見積る必要がある（2016年改訂後 ASU 326-20-30-11）。オフバランスの信用リスク・エクスポージャーの予想信用損失は，評価勘定の信用損失引当金ではなく負債に計上されるが，決算日毎に見積りを行い，調整額は純損益に計上する点はオンバランスの場合と同じである。

2) 購入時から信用悪化がある金融資産の取り扱い

購入時から信用悪化がある金融資産（Purchased Financial Assets with Credit Deterioration）の当初認識時の予想信用損失の測定自体は，通常の金融資産と同じであるが，当該時点の信用損失引当金は購入価額に加算される（2016年改訂後 ASU 326-20-30-13）。信用悪化の有無は，信用スコアや信用格付（社内または社外の第三者），担保物件の種類，地理的な所在や債務者の業種，過去の信用損失の発生パターン等をもとに判断される。信用悪化の例としては，金融資産の購入時点で既に債務不履行や未収利息不計上の状態，生成時点の信用格付からの著しい引き下げ，投資方針で定めた水準を超える信用スプレッドの拡大等がある。割引キャッシュ・フロー法を用いる場合の割引率は，購入時に予想した将来回収キャッシュ・フローの現在価値と購入価額が等しくなる利率となる。割引キャッシュ・フロー法以外の方法を用いる場合には，金融資産の表面（元本）額を基礎に予想信用損失を見積もる。

2016年米国基準が購入時から信用悪化があ

る金融資産の購入価額に同時点の予想信用損失を加算して償却原価とする，いわゆるグロスアップ・アプローチを用いる主な理由は次の通りである（FASB, 2016, BC85-86）。

- 購入時点の減損の有無に関係なく，金融資産の比較が可能になること（例えば，企業結合にて取得した減損がある金融資産と自ら貸出後に減損が生じた金融資産は，減損の発生時点が異なるものの，決算日時点の信用リスクは同じである点に着目）
- 購入時点の減損の有無に関係なく，その後の予想信用損失の測定に同じ方法が適用できること等

2016年米国基準による購入時から信用悪化がある金融資産の取得時の会計処理の事例は，次の通りである<sup>5)</sup>。

事 例

額面額 1,000,000 の貸付債権を 750,000 で購入し，現金で支払った。当該債権は購入時から信用悪化がある金融資産に該当し，購入時点の信用損失引当金は 175,000 とする。取得時の仕訳は，次の通りである。

(借) 貸付金(額面額)	1,000,000
(貸) 貸付金(非信用割引)	75,000
(〃) 信用損失引当金	175,000
(〃) 現金	750,000

取得時点の償却原価は 925,000（＝購入価額 750,000 + 信用損失引当金 175,000）となる。その後の会計処理について，貸方項目の貸付金（非信用割引）75,000 は，受取利息の構成要素として契約期間を通じて期間配分される。信用損失引当金 175,000 は，通常の債権と同様に決算日毎に見直しを行い，調整額は純損益に計上される。

3) 担保依存の金融資産(collateral-dependent financial assets)の特例

当初に採用した予想信用損失の測定方法に関わらず，担保物件の執行手続（foreclosure）の可能性が高いと判断した場合，特例として担保物件の公正価値をもとに予想信用損失を測定できる（2016年改訂後 ASU 326-20-35-4）。担保依存の金融資産の特例を適用する場合，決算

日時点の担保物件の公正価値が対象金融資産の償却原価と同額または超過する場合の予想信用損失はゼロとなり、下回る場合の差額は信用損失引当金に計上する。この特例は、債務者が財政面で困難な状況にあり、返済原資は担保物件の売却または運用に依存せざるを得ない金融資産に対して、実務上の便法（practical expedient）として用いられる。担保物件の公正価値は、返済原資が当該担保物件の売却ならば売却に係る付随費用を控除後の金額とする一方、担保物件の運用ならば売却に係る付随費用の考慮は要しない。

#### 4) 金融資産の一部または全額が回収不能と見込まれる場合

金融資産の一部または全額が回収不能と見込まれる場合は、その時点において回収不能額を償却の上、信用損失引当金から控除する。償却後に元利金等の回収があった場合には、同時点で回収額を損益認識する（2016年改訂後 ASU 326-20-35-8）。なお、回収の会計慣行は業種によって異なり、例えば金融機関の場合は信用損失引当金の貸方に記帳するが、実際の損益影響は信用損失引当金の適正性の検証作業を通じて間接的に同じとなる。

### 2.3.2 「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産の減損規定

「公正価値 & その他の包括利益」分類となる売却可能債券は、当該債券の公正価値が償却原価を下回る場合に減損とされる（2016年改訂後 ASU 326-30-35-1）。予想信用損失に係る減損部分は、公正価値と償却原価との差額を限度として費用認識し、信用損失引当金を通じて純損益に計上する（2016年改訂後 ASU 326-30-35-2）。信用損失引当金を通じて認識していない減損部分（信用リスク以外の市場リスク等に起因）は、その他の包括利益（税効果反映後）に計上する。信用損失引当金は、決算日毎に見直しが行われ、その増減は信用損失費用（または戻入）として純損益に計上する。予想信用損失に係る減損部分は、対象債券からの予想回収キャッシュ・フローの現在価値が償却原価を下回る場合の差額となる。なお、予想回収キャッ

シュ・フローは、過去の事象及び現在の状況、合理的かつ裏付け可能な将来予測を反映した最善の見積り（best estimate）であり、現在価値の割引率は取得日時点の実効金利が用いられる（2016年改訂後 ASU 326-30-35-8）。見積りに際して、予想回収キャッシュ・フローの金額や回収時期に幅がある場合には、発生可能性の確率が考慮される。

売却可能債券に係る減損の有無の判定単位は、ポートフォリオ単位ではなく、原則として個々または同種単位となる。具体的には実現及び未実現損益を算定する単位、または単価計算の方法（平均法等）の適用対象となる同種単位であるが、いずれにしても未認識の減損に対する一般引当金（general allowance）の計上は適切ではない（2016年改訂後 ASU 326-30-35-4）。売却可能債券の信用損失引当金は決算日毎に見直しが行われ、その増減は信用損失費用（または戻入）に計上する取り扱いは、「償却原価」分類の金融資産と同じである。

#### 1) 売却の意図があるか、または公正価値が償却原価まで回復する前に売却を要する可能性が50%超（more likely than not）の場合

売却の意図があるか、または公正価値が償却原価まで回復する前に売却を要する可能性が50%超の売却可能債券は、信用損失引当金を取り崩して償却原価を決算日の公正価値まで切り下げるとともに、追加の減損部分は純損益に計上する（2016年改訂後 ASU 326-30-35-10）。なお、売却の意図がない場合には、公正価値が償却原価まで回収する前に売却を要する可能性が50%超かどうかの判定を要するが、その際には入手可能な証拠、例えば回復前に売却を要する契約や規制の存在、現金や運転資金の必要性が考慮される。

決算日の公正価値まで帳簿価額を切り下げた売却可能債券は、当該時点の公正価値が新たな償却原価となる。その後の公正価値の変動はその他の包括利益に計上され、新たな償却原価と回収見込キャッシュ・フローの差額は、将来の利回り調整（prospective adjustment）として取り扱う。

2) 購入時から信用悪化がある売却可能債券の取り扱い

購入時から信用悪化がある売却可能債券の償却原価は、購入価額に購入時点の信用損失引当金を加えた額がベースになる（2016年改訂後ASU 326-30-30-2）。購入時から信用悪化がある売却可能債券の信用損失引当金は、通常の売却可能債券と同様な方法で測定の上、その増減額は信用損失費用（または信用損失費用の戻入）として純損益に計上する。なお、売却可能債券の信用悪化を示す例としては、債券に関連した産業・地域の状況の悪化、元利金支払いの不履行、信用格付業者による信用格付けの見直し等がある。

3) 対象債券の一部または全額が回収不能と見込まれる場合

売却可能債券の一部または全額が回収不能と見込まれる場合の取り扱い及び償却後に元利金等の回収があった場合の扱いは、前述の「償却原価」分類の金融資産と同じである（2016年改訂後ASU 326-30-35-13）。

図表2は、2016年米国基準による金融資産の減損の基本的な枠組みを示したものである。

3. 2016年米国基準の主な特徴と基本構造

3.1 2016年米国基準の主な特徴と改訂前の米国基準との主な相違点

3.1.1 2016年米国基準の主な特徴

2016年米国基準は、信用損失を含む減損の認識及び測定が実質的に不要となる「公正価値&純損益」分類以外の金融資産の信用損失の認識及び測定に予想損失モデルを適用するが、具体的な扱いは「償却原価」分類と「公正価値&その他の包括利益」分類と異なっている。なお、「償却原価」分類と「公正価値&その他の包括利益」分類の両方に分類される可能性がある金融商品は債券のみである。

2016年米国基準の主な特徴は、次の通りである。

- ①信用損失の認識要件である高い発生可能（蓋然）性を廃止したこと。
- ②信用損失の見積りに際して、将来予測を含む広範囲の情報を反映すること。
- ③購入時から信用悪化がある場合でも、通常の金融資産と同じ会計処理を適用すること。

図表2：金融資産の減損に関する2016年米国基準の基本的な枠組み

金融資産の種類及び保有目的			測定属性及び評価差額の取り扱い	減損・引当金の測定	減損の認識モデル
債 権			償却原価	過去、現在の状況及び合理的かつ裏付け可能な将来予測からの情報に基づき、契約期間中の全ての予想信用損失を費用認識の上、評価勘定の信用損失引当金に計上する。	予想損失モデル
有 価 証 券	保 有 目 的 債 券	満期保有投資	償却原価	同上	上限付き予想損失モデル
		売却可能債券	売却の意図(※)なし	公正価値&その他の包括利益	
			売却の意図(※)あり	公正価値&その他の包括利益	信用損失引当金を取り崩して償却原価を公正価値まで切り下げ、追加の減損は純損益に計上する。
	売買目的 持分証券		公正価値&純損益	減損は公正価値測定を通じて自動的に認識かつ測定され、純損益に反映される。	

※ 公正価値が償却原価（当期の信用損失控除後）まで回復する前に売却を要する可能性が50%を超える場合を含む

④全ての信用損失は、信用損失引当金を通じた会計処理にすること。

①信用損失の認識要件である高い発生可能（蓋然）性を廃止したこと。

改訂前の米国基準は、金融資産の減損等による損失が発生する可能性が高まった時点で費用を認識する発生損失モデルを採用していた。この発生損失モデルは、金融資産の信用リスクの悪化や経済価値の低下が急速に進んだ世界金融危機に際して、損失処理が「少なすぎて、遅すぎる（too little too late）」との批判にさらされることになった。この批判に対処するために2016年米国基準は、改訂前の米国基準が依拠してきたSFAS5の偶発損失の高い発生可能性に係る認識要件を廃止し、発生損失モデルから予想損失モデルに切り替えた点に特徴がある。

②信用損失の見積りに際して、将来予測を含む広範囲の情報を反映すること。

改訂前の米国基準は発生損失モデルを採用していたため、決算日時点で未発生の事象に起因する損失は、次期以降に発生が予想される場合でも認識することはできなかった。この点についても、世界金融危機に際して損失処理が「少なすぎて、遅すぎる」との批判にさらされた。2016年米国基準では、予想損失モデルを採用したことで、信用損失の見積りに用いる情報について、過去及び現在の状況のみならず、合理的で裏付け可能な範囲で将来予測も加味する点に特徴がある。

③購入時から信用悪化がある場合でも、通常の金融資産と同じ会計処理を適用すること。

改訂前の米国基準は、取得時から減損がある金融資産について、自ら創出した金融資産と異なる会計処理を定めていた。そのため、企業結合にて取得した減損がある貸付金と自ら貸出を実行後に減損が発生した貸付金について、決算日時点での信用リスク水準は同じでも、引当額や利息収益が異なる等の比較可能性の問題が指摘されていた。2016年米国基準は、購入時から信用悪化がある金融資産にグロスアップ・アプローチを採用することで、通常の金融資産と

同じ会計処理を適用する点に特徴がある。

④全ての信用損失は、信用損失引当金を通じて認識すること。

改訂前の米国基準は、貸出金の信用損失は評価勘定の引当金に計上する一方、債券の減損は帳簿価額を減額する処理を原則としていた。減額処理後の債券からの予想回収キャッシュ・フローが改善した場合の影響額は実効金利に反映されるため、減損の戻り分が利息収益に混入する比較可能性の問題が指摘されていた。2016年米国基準は、債券の信用損失についても、貸出金と同様に信用損失引当金を通じて認識することで、利息収益に影響を与えない点に特徴がある。

### 3.1.2 改訂前米国基準との主な相違点

図表3は、改訂前の米国基準と改訂後の2016年米国基準の基本的な枠組みを比較したものである。

金融資産の信用損失の基本的な取り扱いについて、改訂前の米国基準は発生損失モデルを採用していたが、2016年米国基準は予想損失モデルに切り替えている。また、改訂前の米国基準は、金融資産の種類に応じて減損モデルを使い分けるに対して（債権は発生損失モデル、有価証券は一時的減損対象外モデル）、2016年米国基準は測定属性に応じて減損モデルを使い分けている（「償却原価」分類の金融資産は予想損失モデル、「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産は上限付き予想損失モデルまたは即時全額切り下げモデル）。なお、売却可能債券については、改訂前の米国基準及び2016年米国基準のいずれも、債権とは異なる減損モデルを採用している。減損モデルが異なる理由は、両者のキャッシュ・フローの回収（実現）方法の違いにある。一般的に売買市場が未整備な債権のキャッシュ・フローの回収方法は保有による元利金取立てに対して、売買市場が整備された債券のキャッシュ・フローの回収方法は元利金取立てのほかに、公正価値による市場売却も想定されるためである。例えば債券の発行体の信用リスクが悪化した場合、当該債券の保有者は市場売却を通じて公正価値によるキャッ

図表 3：金融資産の減損に関する改訂前の米国基準と 2016 年米国基準の比較

金融資産の種類 及び保有目的		証券の種類	測定属性及び評価差額の取り扱い		減損モデル	
			改訂前の米国基準	2016年米国基準	改訂前の米国基準	2016年米国基準
債 権			償却原価	償却原価	発生損失モデル	予想損失モデル
有 価 証 券	満期保有投資	債 券	償却原価	償却原価	一時的減損対象 外モデル	
		債 券	公正価値&その他の 包括利益	公正価値&その他 の包括利益		
	売却可能性証券	債 券	公正価値&その他の 包括利益	公正価値&その他 の包括利益		<input checked="" type="checkbox"/> 売 <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 限 <input type="checkbox"/> 付 <input type="checkbox"/> き <input type="checkbox"/> 予 <input type="checkbox"/> 想 <input type="checkbox"/> 損 <input type="checkbox"/> 失 <input type="checkbox"/> モ <input type="checkbox"/> デ <input type="checkbox"/> ル
		持分証券				<input checked="" type="checkbox"/> 売 <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 限 <input type="checkbox"/> 付 <input type="checkbox"/> き <input type="checkbox"/> 予 <input type="checkbox"/> 想 <input type="checkbox"/> 損 <input type="checkbox"/> 失 <input type="checkbox"/> モ <input type="checkbox"/> デ <input type="checkbox"/> ル
	売却目的	債 券	公正価値&純損益	公正価値&純損益		
持分証券					<input checked="" type="checkbox"/> 売 <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 限 <input type="checkbox"/> 付 <input type="checkbox"/> き <input type="checkbox"/> 予 <input type="checkbox"/> 想 <input type="checkbox"/> 損 <input type="checkbox"/> 失 <input type="checkbox"/> モ <input type="checkbox"/> デ <input type="checkbox"/> ル	
持分証券						

シュ・フローの回収を図ることで、保有し続けた場合での信用リスクの実現による損失を回避できる。したがって、2016年米国基準では、売却の意図がない債券の予想信用損失の費用認識について、その上限額を公正価値と償却原価の差額とする上限付き予想損失モデルを採用している。次の事例は、2016年米国基準による上限付き予想損失モデルの考え方を示したものである。

〔売却可能債券（償却原価 1,000、決算日）の公正価値 700）の決算時の仕訳〕

- ① 予想信用損失が 250 の場合
- (借) 信用損失 250
- (貸) 信用損失引当金 250
- (借) その他の包括利益 50
- (貸) 売却可能債券 50

売却可能債券の貸借対照表価額

償却原価 1,000

予想信用損失 △ 250 (信用損失引当金)

その他の要因 △ 50 (その他の包括利益)

公正価値 700

- ② 予想信用損失が 350 の場合
- (借) 信用損失 300
- (貸) 信用損失引当金 300

売却可能債券の貸借対照表価額

償却原価 1,000

予想信用損失 △ 300 上限 300 ※

公正価値 700

※ 上限 = 償却原価 1,000 - 公正価値 700

売却可能債券の減損処理について、改訂前の米国基準は一時的減損対象外モデルを採用していた。一時的減損対象外モデルは、減損（公正価値が償却原価を下回る部分）のうち一時的でないと判定された信用損失部分は費用とし、それ以外の部分はその他の包括利益に計上する。したがって、2016年米国基準と改訂前の米国基準の損益計上区分を見る限り、信用損失部分は純損益、それ以外の部分はその他の包括利益とする点は同じにつき、その意味において上限付き予想損失モデルは一時的減損対象外モデルの延長線上にある。ただし、信用損失部分の会計処理について、2016年米国基準は信用損失引当金を経由するに対して、改訂前の米国基準

は帳簿価額から費用計上額を減額した金額をもって新たな原価とするため、その後の利息収益が異なる場合がある。また、改訂前の米国基準の一時的減損対象外モデルは、減損が一時的かどうかを判定するため、売却可能債券の公正価値が償却原価を下回る期間、過去及び内在的な価格の変動可能性、決算日後の公正価値の回復や追加的な下落の可能性等を検討する必要があった。これに対して、2016年米国基準の上限付き予想損失モデルは、これらの検討が不要である点に着目すると、会計処理の複雑性低減が図られたことになる。

### 3.2 発生損失モデルから予想損失モデルへの切り替え

#### 3.2.1 米国基準における減損モデルの切り替えの背景

2016年米国基準は、リーマン・ショックに代表される世界金融危機時に改訂前の米国基準による損失処理が「少なすぎて、遅すぎる」と批判され、G20から見直しを迫られたFASBの対応策の一つである。この批判は、当時の国際会計基準も同じであり、G20は会計基準設定主体であるFASBとIASBに対して、より広範囲の信用情報を反映した貸倒引当金の計上方法の開発を提言した。FASBとIASBは、コンバージェンスの観点から共同して対応するために金融危機諮問グループ（Financial Crisis Advisory Group, FCAG）を組成し、FCAGの勧告に基づいて会計基準の見直しを進めることにした。FCAGが2009年7月に公表した最終報告書（FCAG, 2009）では、将来予測情報を積極的に反映した貸倒引当金にするため、発生損失モデルの代替モデルの検討を勧告している<sup>6</sup>。2016年米国基準及びIFRS9は、従来の発生損失モデルに代えて、損失認識の閾値であった高い発生可能性の要件を廃止し、かつ将来予測を含む広範囲の情報を反映する予想損失モデルを採用することで、FCAGの勧告に応えたものである。発生損失モデルによる費用認識は、損失の高い発生可能性を示唆する客観的な証拠の入手を要する。したがって、経済実態の悪化が急速な場合、近い将来に損失の発生が

明らかであるにも関わらず、その証拠の入手が遅延すれば費用計上できない恐れがある。その一方で損失の高い発生可能性を示唆する証拠を入手した途端に、それまでの潜在的な損失が一気に認識される。会計上の信用損失の処理が「少なすぎて、遅すぎる」問題の根源は、改訂前の米国基準の発生損失モデルにおける発生可能（蓋然）性の要件にあったと言える。また、信用損失の測定に際して、過去及び現在の状況のみならず、将来予測も含む広範囲の情報を反映させるならば、当初認識後の損失事象の発生を要件とする発生損失モデルでは対応できない。したがって、2016年米国基準では、損失の発生可能性が高いとする認識要件を廃止し、将来予測情報も反映した予想損失モデルに切り替えている。

#### 3.2.2 発生損失モデルと予想損失モデルの比較

改訂前の米国基準が採用する発生損失モデルと改訂後の2016年米国基準が採用する予想損失モデルの主要な点を比較すると、次の通りである。

	発生損失モデル	予想損失モデル
損失の認識時点	対象資産の当初認識後に損失の発生可能性が高くなった時点で認識	対象資産の将来キャッシュ・フローの回収に不利な影響が予想される時点で認識
損失認識の引き金	必要 損失の高い発生可能性を示す証拠の入手が引き金となる。したがって、当該証拠の入手時点で、それまでの潜在的な損失が一気に認識（顕在化）される。	不要 過去、現在及び将来予測を踏まえた損失情報の変化による。したがって、損失は情報の変化に応じて随時に認識される。
過去に認識した損失の戻入の引き金	必要 以前に損失を認識するに至った事象の解消	不要 情報の変化に応じて随時に戻入

発生損失モデルと予想損失モデルの主な相違点は、損失認識における蓋然性要件の有無にある。発生損失モデルは、損失の発生可能性が高くなった時点で損失を認識し、実際の運用ではそれを示す客観的な証拠の入手が求められる。

一般的に経済実態上の信用リスクは、損失の高い発生可能性を示す証拠の入手以前に増加しているため、当該証拠の入手時点、すなわち会計上の認識時点で累積していた信用リスクの増加分が一気に費用計上される。ここでの証拠の入手は、費用認識のトリガーの役目を果たし、それを境に損益が激変する効果（cliff effect）をもたらす。これに対して予想損失モデルは、過去の事象、現在の状況に加えて将来予測に関する内部情報及び外部情報に基づいて費用計上を行う。未だ発生していない将来事象も加味するため、損失認識における蓋然性要件は不要になる一方、将来において損失が発生する可能性と発生しない可能性の両方を考慮する必要があるため、予想損失モデルによる測定値の性質は、最善の見積り値ではなく、発生確率を反映した期待値となる。将来予測を加味した期待値である予想信用損失の精度は、未回収キャッシュ・フローの発生額及び発生確率に関する将来シナリオに依存するが、2016年米国基準では将来予測の範囲を合理的で裏付け可能な期間に限定し、それを越えた期間は無理に予測することなく、過去の損失情報に回帰する取り扱いになっている。なお、2016年米国基準とIFRS9は、いずれも予想損失モデルを採用するが、信用損失の測定に際して、2016年米国基準は契約期間を通じた全額のみを単一測定アプローチによる一方、IFRS9は契約期間を通じた全額と一部（12カ月）の両方を使い分ける二重測定アプローチによる。したがって、IFRS9の場合は、全額または一部の区分設定及び区分間の移行判断が加わるため、全額のみを2016年米国基準と比べて運用は複雑なものとなる。

### 3. 3 2016年米国基準にみられる主な運用上の配慮

2016年米国基準は、改訂前の米国基準が長らく採用してきた発生損失モデルから、予想損失モデルに切り替わる点で大きな見直しとなる。したがって、円滑な切り替えを図るための運用上の配慮のほか、基準開発の過程で見直しが検討されたが、結果的には従来の会計慣行を踏襲した項目も少なからずある。

#### 3. 3. 1 予想信用損失の様々な見積り方法の容認

金融資産の回収可能性の見積りの前提となる信用リスクの管理方法や管理水準は、企業毎に異なるため、2016年米国基準は予想信用損失の測定に柔軟性を認める方針のもとで様々な見積り方法を容認している。予想信用損失は合理的かつ裏付け可能な将来予測も反映されるが、ここでの「合理的（reasonable）」及び「裏付け可能（supportable）」は、唯一の結果や方法を意味するものではない。合理的な結果の範囲は無制限ではない中、信用損失の見積り方法として許容される選択肢が一つしか存在しないことは、極めて稀なためである。なお、予想信用損失の見積りは、将来事象の正確な予測ではなく、後発事象は見積りの合理性を立証するものではないとされる（FASB, 2016, BC50）。

#### 3. 3. 2 合理的かつ裏付け可能な将来を超えた期間の見積りの取り扱い

予想信用損失の見積りは、一般的に予測期間が長くなるに応じて判断の割合が増加し、見積りに必要なインプットの入手可能性も低下する。しかしながら、将来の正確な予測は困難として、決算日以降の将来期間の信用損失の見積り額をゼロとする判断は適切ではない。予想可能期間を超えた期間の予想信用損失は見積らないとした場合、金融資産の回収可能性を十分に反映したことにならず、他の金融資産や他企業間の比較可能性を損ねるためである。この問題に対して、2016年米国基準では、合理的かつ裏付け可能な将来を超えた期間の予想信用損失の見積りの基礎に過去の損失情報を用いる。この取り扱いは、過去に発生した類似の金融資産の既知の損失は目的適合性があるとし（FASB, 2016, BC53）、過去の損失情報に回帰することで、正確性が低下する期間の信用損失の測定に対する信頼性の問題に対処するものである。

#### 3. 3. 3 従来の会計慣行を踏襲した主な項目

貸出債権（購入時から信用悪化がある場合を除く）の利息収益の認識について、改訂前の米国基準は、帳簿価額から引当金を控除しない当初投資額を基礎に計算していた。したがって、

回収が見込めない元本に対応する利息収益も純損益に計上される。この点について、米国の金融機関は、規制当局の適用指針に基づいて、元本または利息の回収に疑義が生じた時点で利息収益の認識を取りやめる等の対応がなされていた。この問題に対処するため、FASBは2010年更新書案において信用損失引当金控除後の償却原価を基礎に利息収益の認識をすることを提案したが（FASB, 2010, par.76）、利害関係者から利息収益に信用損失の影響が及ぶことで会計情報の目的適合性が低下するとの批判的な意見が寄せられた。これらの意見を勘案した結果、2016年米国基準では当初投資額を基礎に利息収益を認識する改訂前の米国基準の取り扱いを踏襲している。次いで2012年更新書案は、元利金の回収可能性に疑義がある貸出債権の利息収益の認識の中止に係る新たな適用指針の策定を提案したが（FASB, 2012, 825-15-25-10）、利害関係者から現行の会計慣行と比べて複雑性が増加するほか、特に金融機関から規制当局の適用指針と異なる場合は実務で混乱が生じるとの批判的な意見が寄せられた。これらの意見を勘案した結果、2016年米国基準は利息収益の認識の中止に係る新たな適用指針は設けず、従来の会計慣行に委ねる立場を取っている。

## 結びに代えて

本稿では、金融商品の減損に係る2016年米国基準の概要及び基本構造について、改訂前の米国基準との異同点や改訂に至った背景等を踏まえて考察した。2016年米国基準が新たに採用する予想損失モデルは、信用損失の認識における蓋然性要件を廃止し、測定に際して将来予測情報の反映を求めている。

減損モデルの見直しの契機は、FASBとIASBの共同による金融商品会計の複雑性低減プロジェクトであったが、その途中で顕在化した世界金融危機時に生じた会計基準、とりわけ発生損失モデルに基づく当時の減損規定に対する批判は、同プロジェクトによる見直し作業に大きな影響を及ぼす結果となった。2016年米

国基準は、当該批判に対するFASBの回答であるが、最終基準の内容は、それまでに公表された2つの更新書案（2010年及び2012年）の提案内容と異なる点が多い。また、IFRS9とのコンバージェンスは、G20を含む多くの関係者の期待に反して不首尾に終わっている。FASBが公表した2つの更新書案から2016年米国基準に至るまでの議論の変遷、IFRS9とのコンバージェンスに至らなかった背景等は別稿にて検討したい。

以上

## 注

- 1 金融資産及び金融負債の分類及び測定に係る米国基準の見直しの結果の考察は、吉田（2017）を参照されたい。
- 2 ASCにおける公開企業（public business entity）は、SEC登録企業のほか、法令や規則によってSEC以外の規制当局に財務諸表の提出を要する企業、譲渡制限がない証券の発行や売り出しのため、米国内外の規制当局に財務諸表の提出を要する企業、取引所または店頭市場（over-the-counter）で取引や値付けされる証券を発行する企業が含まれる。
- 3 本事例はFASB（2016）のExample 1: Estimating Expected Credit Losses Using a Loss-Rate Approach（Collective Evaluation）をもとに適宜加筆したものである。
- 4 本事例はFASB（2016）のExample 2: Estimating Expected Credit Losses Using a Loss-Rate Approach（individual Evaluation）をもとに適宜加筆したものである。
- 5 本事例はFASB（2016）のExample 12: Recognizing Purchased Financial Assets with Credit Deteriorationをもとに適宜加筆したものである。
- 6 同報告書では、発生損失モデルの代替モデルとして、予想損失モデルや公正価値モデル等の検討を勧告している。

## 引用文献

FASBのAccounting Standards Codification（ASC）は逐次改訂されるため、文中の参照規定

のうち、2016年米国基準で修正または追加された規定は「2016年改訂後ASC」とし、それによって影響を受けた修正前の規定は「改訂前ASC」、影響を受けずにそのままの規定は「ASC」としている。

FASB (1975) SFAS5 *Accounting for Contingencies*.

FASB (1977) SFAS15 *Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings*.

FASB (1993) SFAS114 *Accounting by Creditors for Impairment of a Loan an amendment of FASB Statements No.5 and 15*.

FASB (1993) SFAS115 *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*.

FASB (2010) Proposed Accounting Standards Update, *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities, Financial Instruments (Topic 825) and Derivatives and Hedging (Topic 815)*, Exposure Draft.

FASB (2012) Proposed Accounting Standards

Update, *Financial Instruments-Credit Losses (Subtopic 825-15)*.

FASB (2016) Accounting Standards Update No.2016-13 *Financial Instruments-Credit Losses (Subtopic 326) : Measurement of Credit Losses on Financial Instruments*.

FCAG (2009) *Report of The Financial Crisis Advisory Group*.

IASB (2014) IFRS Statement 9, *Financial Instruments*.

SEC (2009) SEC Staff Accounting Bulletin: *Codification of Staff Accounting Bulletins, Topic 5M, Other Than Temporary Impairment of Certain Investments in Equity Securities*, April 15, 2009.

吉田 康英 (2016) 『IFRS9「金融商品」の構図－IAS39置換プロジェクトの評価－』同文館出版。

吉田 康英 (2017) 「米国における金融商品会計の見直し作業の変遷及び結果の考察－金融資産及び金融負債の分類と測定指針の2016年改訂」『中京経営研究』第26巻(通巻43号)。